

TK-3(企画セッション)

JABEE審査説明と2019年度認定基準改定

1. JABEE Web審査員研修から学ぶこと
2. JABEE 2019年度認定基準改定に伴う主な変更点

本セッション参加により、JABEEオブザーバ登録の条件の一つを満たします。会場入口の参加者名簿にて参加を確認いたしますので、必ずご記名ください。

JABEE 2019年度認定基準改定に伴う主な変更点

牧野光則(中大)

電子情報通信学会アクリディテーション委員会副委員長

日本技術者教育認定機構(JABEE)基準委員長

makino@m.ieice.org

2019年度認定基準改定に関して公開済みの情報

- 2019年度認定基準改定の趣旨と要点
- 判定規則の変更
- 共通基準
- 個別基準(分野別要件を含む)
- 新旧認定基準の比較及びねらい
- 認定基準の解説
 - エンジニアリング系学士課程
 - 情報専門系学士課程
- 審査項目新旧対照表
 - 2018年度までに審査を受け、2019年度以降に中間審査がある場合の項目対応

認定基準改定の趣旨と要点(2018.2.1) (1/2)

- 2019年度から適用。経過措置なし
- 改定理由
 - 審査項目が多すぎて必ずしも望ましい状況ではない
 - 外部からのJABEEへの提言
 - 審査方法のありかた→大学評価等との重複回避による負担軽減
 - 審査体制のありかた→審査の質的向上
 - 大学評価の変化
 - 大学改革支援・学位授与機構
 - 高専専攻科の評価においてJABEE認定を活用
 - 大学評価において、専門分野別評価の結果や資料の活用の方向性
- 改定目的
 - 「修了生のアウトカムズ保証を主眼とする教育の継続的改善システムが機能していること」をより重視した審査とする
 - 教育機関およびJABEE 双方の審査の負担を軽減し審査の質の向上につなげる

認定基準改定の趣旨と要点(2018.2.1) (2/2)

- 改定概要
 - 変更なし：認定の種類、認定分野
 - 変更あり：認定基準(共通基準、個別基準)
- 認定基準改定方針
 1. 基準小項目を現行認定基準より大幅に削減する。
 2. 基準大項目(1～4)の枠組は変えない。
 3. 基準1：学習・教育到達目標に含めることを求めている知識・能力観点(a)～(i)の大枠は変えない(文言の修正程度は必要に応じて行う)。
 4. 基準2：小項目の整理・統合を行う。特に、プログラム単位での仕組みづくりや運営が難しいと思われる施設・設備等の教育環境や財源確保に関する取り組みは、プログラムにその影響が及んでいる場合には教育機関や部局等のより大きな教育単位での取り組みでも良いこととする(機関別認証評価の際の自己点検への活用に留意)。
 5. 基準3：小項目の整理・統合を行う。その際、学習・教育到達目標を全ての履修生が達成していることをプログラムが確認していること、および、そのことにより知識・能力観点(a)～(i)の具体的な内容を達成していることをプログラムが説明できること、の2点を重視した審査が行えるようにする(アウトカムズ評価の重視)。
 6. 基準4：小項目の整理・統合を行う。特に、継続的な教育改善の仕組みと運用に関しては、プログラムにその影響が及んでいる場合には教育機関や部局等のより大きな教育単位での取り組みでも良いこととする。
 7. エンジニアリング系学士課程、エンジニアリング系修士課程、情報専門系学士課程に対する個別基準(必須事項)：当該認定種別および認定分野のプログラムとしての適切な学習・教育の量の確保は、共通基準で十分審査可能と判断し、共通基準2.1(1)に対する個別基準を撤廃する。同様に、建築系学士修士課程における共通基準2.1(1)に対する個別基準から、学習・教育の量に関する記述を削除する(個別基準に反映)。

判定規則の変更 (2018.7.31)

- 判定段階を3つに
 - 2018年度：適合(A)・懸念(C)・弱点(W)・欠陥(D)
 - 2019年度：満足(S)・弱点(W)・欠陥(D)

- 中間審査項目の範囲をWのみに
 - 2018年度：弱点(W)及び関連ある懸念(IC)
 - 2019年度：弱点(W)

認定基準(新旧の比較とねらい) 【前文】

2019年度認定基準

この共通基準は、高等教育機関において技術者教育を適切に設定・実施・評価・改善しているプログラムを認定するために定めるものである。認定を希望するプログラムは、以下に示す基準1~4をすべて満たしていることを、根拠となる資料を用いる等により合理的に説明しなければならない。

改定のねらい
「技術者」の定義は「枠組」2.2(1)にて定義されているため、基準から削除する。

2018年度認定基準

この共通基準は、高等教育機関において技術者を育成するための教育を行っているプログラムを認定するために定めるものである。認定を希望するプログラムは、以下に示す基準1~4をすべて満たしていることを、根拠となる資料等で説明しなければならない。なお、ここでいう技術者とは、研究開発を含む広い意味での技術の専門職に携わる者である。

認定基準(新旧の比較とねらい) 【基準1】

2019年度認定基準

1.1【自立した技術者像の設定と公開・周知】

プログラムは、育成しようとする自立した技術者像を公開し、プログラムに関わる教員及び学生に周知していること。この技術者像は、技術者に対する社会の要求や学生の要望に配慮の上、プログラムの伝統、資源、及び修了生の活躍が想定される分野等を考慮して定められていること。

1.2【学習・教育到達目標の設定と公開・周知】

プログラムは、プログラム修了生全員がプログラム修了時に確実に身につけておくべき知識・能力として学習・教育到達目標を定め、公開し、かつ、プログラムに関わる教員及び学生に周知していること。この学習・教育到達目標は、自立した技術者像(認定基準1.1)への標となっており、下記の知識・能力観点(a)～(i)を水準を含めて具体化したものを含み、かつ、これら知識・能力観点に関して個別基準に定める事項が考慮されていること。

- (a)地球的观点から多面的に物事を考える能力とその素養
- (b)技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者の社会に対する**貢献と責任に関する理解**
- (c)数学、自然科学及び**情報技術**に関する知識とそれらを応用する能力
- (d)当該分野において必要とされる専門的知識とそれらを応用する能力
- (e)種々の科学、技術及び情報を活用して社会の要求を解決するためのデザイン能力
- (f)論理的な記述力、口頭発表力、討議等のコミュニケーション能力
- (g)自主的、継続的に学習する能力
- (h)与えられた制約の下で計画的に仕事を進め、まとめる能力
- (i)チームで仕事をするための能力

2018年度認定基準

1(1) プログラムが育成しようとする自立した技術者像が定められていること。この技術者像は、プログラムの伝統、資源及び修了生の活躍分野等が考慮されたものであり、社会の要求や学生の要望にも配慮されたものであること。さらに、その技術者像が広く学内外に公開され、また、当該プログラムに関わる教員及び学生に周知されていること。

1(2) プログラムが育成しようとする自立した技術者像に照らして、プログラム修了時点の修了生が確実に身につけておくべき知識・能力として学習・教育到達目標が設定されていること。この学習・教育到達目標は、下記の(a)～(i)の各内容を具体化したものであり、かつ、その水準も含めて設定されていること。さらに、この学習・教育到達目標が広く学内外に公開され、また、当該プログラムに関わる教員及び学生に周知されていること。なお、学習・教育到達目標を設定する際には、(a)～(i)に関して個別基準に定める事項が考慮されていること。

- (a)地球的观点から多面的に物事を考える能力とその素養
- (b)技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者が社会に対して**負っている責任に関する理解**
- (c)数学及び自然科学に関する知識とそれらを応用する能力
- (d)当該分野において必要とされる専門的知識とそれらを応用する能力
- (e)種々の科学、技術及び情報を活用して社会の要求を解決するためのデザイン能力
- (f)論理的な記述力、口頭発表力、討議等のコミュニケーション能力
- (g)自主的、継続的に学習する能力
- (h)与えられた制約の下で計画的に仕事を進め、まとめる能力(i)チームで仕事をするための能力

改定のねらい(抜粋)

- ・(c)でいう「情報技術」の定義：数学、自然科学と並び、当該分野における専門的知識や応用能力の基盤となるもの。
- ・(b)に含まれる法令遵守、技術者倫理などに関する「理解」の意味：知識だけでなく、どう行動すべきかを正しく認識していること。そのような場面に遭遇した場合に必ずそのような行動をとるかどうかは含まない。

認定基準(新旧の比較とねらい) 【基準2 教育課程の設計】

2019年度認定基準

2.1【カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程、科目の設計と開示】

プログラムは、公開されている教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づく教育課程(カリキュラム)において、各学習・教育到達目標に関する達成度評価の方法及び基準、ならびに、科目ごとの学習・教育到達目標との対応、学習・教育内容、到達目標、評価方法、及び評価基準、を定め、授業計画書(シラバス)等によりプログラムに関わる教員及び学生に開示していること。なお、教育内容に関する必須事項を、必要に応じて個別基準で定める。

改定のねらい(抜粋)

カリキュラムの設計と、必要事項のシラバス等による開示が審査時に同じ重みを持つことを改める。(カリキュラムの設計が適切であることが審査においてまず重きを置いて点検すべきことであり、その具現化としてのシラバス等への記載や開示の適切さについては、もし一部が不十分であっても速やかに改善可能であることを審査時に考慮する)

2018年度認定基準

2.1(1) 学生がプログラムの学習・教育到達目標を達成できるように、教育課程(カリキュラム)が設計され、当該プログラムに関わる教員及び学生に開示されていること。また、カリキュラムでは、各科目とプログラムの学習・教育到達目標との対応関係が明確に示されていること。なお、標準修了年限及び教育内容については、個別基準に定める事項を満たすこと。

2.1(2) カリキュラムの設計に基づいて、科目の授業計画書(シラバス)が作成され、当該プログラムに関わる教員及び学生に開示されていること。シラバスでは、それぞれの科目ごとに、カリキュラム中での位置付けが明らかにされ、その科目の教育内容・方法、到達目標、成績の評価方法・評価基準が示されていること。また、シラバスあるいはその関連文書によって、授業時間が示されていること。

認定基準(新旧の比較とねらい) 【基準2 教育課程の設計】

2019年度認定基準

2.2【シラバスに基づく教育の実施と主体的な学習の促進】

プログラムは、シラバス等に基づいて教育を実施し、カリキュラムを運営していること。カリキュラムの運営にあたり、プログラムは、履修生に対して学習・教育到達目標に対する自身の達成度を継続的に点検・反映することを含む、**主体的な学習を促す取り組みを実施**していること。

2018年度認定基準

2.2(1) シラバスに基づいて教育が行われていること。

2.2(2) 学生の主体的な学習を促し、**十分な自己学習時間を確保**するための取り組みが行われていること。

2.2(3) 学生自身にもプログラムの学習・教育到達目標に対する自分自身の達成状況を継続的に点検させ、それを学習に反映させていること。

改定のねらい

学習・教育の実施状況を学生個々にかつ定量的に点検しているかどうかより、主体的な学びへの誘導がなされているか、に重点を置くよう改める。

認定基準(新旧の比較とねらい) 【基準2 教育課程の設計】

2019年度認定基準

2.3【教員団、教育支援体制の整備と教育の実施】

プログラムは、上記2.1項、2.2項で定めたカリキュラムに基づく教育を適切に実施するための教員団及び教育支援体制を整備していること。この教育支援体制には、科目間の連携を図ってカリキュラムに基づく教育を円滑に実施する仕組み、及び、教員の教育に関する活動を評価した上で質的向上を図る仕組みを含むこと。加えて、プログラムは関係する教員にその体制を開示していること。なお、教員団及び教育支援体制に関する勘案事項を必要に応じて個別基準で定める。

改定のねらい

教育組織・体制に柔軟性を認めつつ、組織的かつ安定して教育が行われているか、に重点を置くよう改める。

2018年度認定基準

2.3(1) カリキュラムを適切な教育方法によって展開し、教育成果をあげる能力をもった十分な数の教員と教育支援体制が存在していること。

2.3(2) カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織があり、それに基づく活動が行われていること。

2.3(3) 教員の質的向上を図る取り組み（ファカルティ・ディベロップメント）を推進する仕組みがあり、当該プログラムに関わる教員に開示されていること。また、それに従った活動が行われていること。

2.3(4) 教員の教育活動を評価する仕組みがあり、当該プログラムに関わる教員に開示されていること。また、それに従って教育改善に資する活動が行われていること。

認定基準(新旧の比較とねらい) 【基準2 教育課程の設計】

2019年度認定基準

2.4【アドミッション・ポリシーとそれに基づく学生の受け入れ】

プログラムは、カリキュラムに基づく教育に必要な資質を持った学生をプログラムに受け入れるために定めた受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)を公開し、かつ、同方針に基づいて学生を受け入れていること。

改定のねらい
学生の受け入れ・異動に関する基準を一つにまとめる。

2018年度認定基準

2.4(1) プログラムの学習・教育到達目標を達成できるように設計されたカリキュラムの履修に必要な資質を持った学生を入学させるための具体的な方法が定められ、学内外に開示されていること。また、それに従って選抜が行われていること。

2.4(2) プログラム履修生を共通教育等の後に決める場合には、その具体的な方法が定められ、当該プログラムに関わる教員及び学生に開示されていること。また、それに従って履修生の決定が行われていること。

2.4(3) 学生をプログラム履修生として学外から編入させる場合には、その具体的な方法が定められ、学内外に開示されていること。また、それに従って履修生の編入が行われていること。

2.4(4) 学内の他のプログラムとの間の履修生の異動を認める場合には、その具体的な方法が定められ、関係する教員及び学生に開示されていること。また、それに従って履修生の異動が行われていること。

認定基準(新旧の比較とねらい) 【基準2 教育課程の設計】

2019年度認定基準

2.5【教育環境及び学習支援環境の運用と開示】

プログラム又はプログラムが所属する高等教育機関は、教育の実施及び履修生の学習支援のために必要な施設、設備、体制を保有し、それを維持・運用・更新するために必要な取り組みを行っていること。その取り組みをプログラムに関わる教員、教育支援体制の構成員、及び履修生に開示していること。

改定のねらい
内容が重複する可能性が高かったため、一つにまとめて負荷を軽減する。

2018年度認定基準

2.5(1) プログラムの学習・教育到達目標を達成するために必要な教室、実験室、演習室、図書室、情報関連設備、自習・休憩施設及び食堂等の施設、設備が整備されており、それらを維持・運用・更新するために必要な財源確保への取り組みが行われていること。

2.5(2) 教育環境及び学習支援に関して、授業等での学生の理解を助け、学生の勉学意欲を増進し、学生の要望にも配慮する仕組みがあり、それが当該プログラムに関わる教員、職員及び学生に開示されていること。また、それに従った活動が行われていること。

認定基準(新旧の比較とねらい) 【基準3学習・教育到達目標の達成】

2019年度認定基準

3.1 【学習・教育到達目標の達成】

プログラムは、各科目の到達目標に対する達成度をシラバス等に記載の評価方法と評価基準で評価し、かつ、全修了生が修了時点ですべての学習・教育到達目標を達成したことを点検・確認していること。この達成度評価には、他のプログラム(他の学科や他の高等教育機関)で履修生が修得した単位についての認定も含む。

3.2 【知識・能力観点から見た修了生の到達度点検】

プログラムは、学習・教育到達目標を達成した全修了生が学習・教育到達目標に含めた知識・能力観点(a)～(i)の内容を獲得していることを、点検・確認していること。

2018年度認定基準

3(1) シラバスに定められた評価方法と評価基準に従って、科目ごとの到達目標に対する達成度が評価されていること。

3(2) 学生が他の高等教育機関等で取得した単位に関して、その評価方法が定められ、それに従って単位認定が行われていること。編入生等が編入前に取得した単位に関して、その評価方法が定められ、それに従って単位認定が行われていること。

3(3) プログラムの各学習・教育到達目標に対する達成度を総合的に評価する方法と評価基準が定められ、それに従って評価が行われていること。

3(4) 修了生全員がプログラムのすべての学習・教育到達目標を達成していること。

3(5) 修了生がプログラムの学習・教育到達目標を達成することにより、基準1(2)の(a)～(i)の内容を身につけていること。

改定のねらい

順を追って別々の基準としていたものを一つにまとめ、学習・教育到達目標の達成という主観点から評価できるよう改める。

認定基準(新旧の比較とねらい) 【基準4 教育改善】

2019年度認定基準

4.1 【内部質保証システムの構成・実施と開示】

プログラム又はプログラムが所属する高等教育機関は、基準1～3に則してプログラムの教育活動を点検する内部質保証を組織的に実施しており、かつ、その実施内容をプログラムに関わる教員に開示していること。この内部質保証の仕組みには、社会の要求や学生の要望に配慮し、かつ、仕組み自体の機能を点検できる機能を含むこと。

4.2 【継続的改善】

プログラムは、教育点検の結果に基づいて教育活動を継続的に改善する仕組みを持ち、それに関する活動を行っていること。

改定のねらい

内部質保証システムは機関認証評価でも求められるようになってきていることから、プログラムを適切に点検可能であればプログラム独自のものではなくて構わないことを明示するよう改める。

2018年度認定基準

4.1(1) 学習・教育到達目標の達成状況に関する評価結果等に基づき、基準1～3に則してプログラムの教育活動を点検する仕組みがあり、それが当該プログラムに関わる教員に開示されていること。また、それに関する活動が行われていること。

4.1(2) その仕組みは、社会の要求や学生の要望にも配慮する仕組みを含み、また、仕組み自体の機能も点検できるように構成されていること。

4.1(3) その仕組みを構成する会議や委員会等の記録を当該プログラムに関わる教員が閲覧できること。

4.2 継続的改善教育点検の結果に基づき、プログラムの教育活動を継続的に改善する仕組みがあり、それに関する活動が行われていること。

認定基準(新旧の比較とねらい) 【個別基準必須事項】

2019年度認定基準
なし(撤廃)

2018年度認定基準

エンジニアリング系学士課程個別基準2.1(1)
教育課程(カリキュラム)は、4年間にわたる学習・教育で構成され、当該分野にふさわしい数学、自然科学及び科学技術に関する内容が全体の60%以上であること。

エンジニアリング系修士課程個別基準2.1(1)
教育課程(カリキュラム)は、2年間にわたる学習・教育で構成されていること。

情報専門系学士課程個別基準2.1(1)
情報専門系学士課程プログラムにおいては、教育課程(カリキュラム)は、4年間にわたる学習・教育で構成され、当該分野にふさわしい数学・科学・技術に関する内容が全体の60%以上であること。

改定のねらい
カリキュラムが4年間・2年間で構成されるのは申請資格に直結するので、認定基準に含める必要はない(審査の対象外)。また、エンジニアリング系学士課程・エンジニアリング系修士課程・情報専門系学士課程として、あるいは、当該分野としてふさわしい教育課程かどうかは、認定基準2.1で審査可能。

個別基準勘案事項(分野別要件)

電子情報通信・コンピュータ及び関連の工学分野

基準1.2 付表1－2の内容に加えて、当該分野の知識・能力観点として、以下が考慮されていること。

(c)

以下の(1)、(2)のいずれか。

(1) 電子情報通信に関する工学教育プログラム：

- ・回路理論、情報理論、通信理論などの知識
- ・上記の知識を組み合わせることも含めた応用能力

(2) コンピュータ、ソフトウェア、情報等に関する工学教育プログラム：

- ・論理回路、情報理論、データ構造などの知識
- ・上記の知識を組み合わせることも含めた応用能力

(d)

・プログラムの学習・教育到達目標の達成に向けた学習・教育内容に含まれる工学的な機能および概念を組み合わせた複雑なシステムに関する知識

(e)

・プログラムの学習・教育到達目標の達成に向けた学習・教育内容に含まれる工学的な機能および概念に関する実験を計画・遂行し、データを正確に取得・解析し、工学的に考察する能力

(f)

・プログラムの学習・教育到達目標の達成に向けた学習・教育内容に含まれる工学的な機能および概念を他者に正確に説明する能力

基準2.3 当該分野にふさわしい『2.1 項、2.2 項で定めたカリキュラムに基づく教育を適切に実施するための教員団及び教育支援体制』として、以下が考慮されていること。

当該分野の学協会等による教育に関する資格の認定、及び、教育に関する実績の選奨

個別基準勘案事項(分野別要件)

電気・電子及び関連の工学分野

基準1.2 付表1－2の内容に加えて、当該分野の知識・能力観点として、以下が考慮されていること。

(d) (1) 電気・電子デバイスに関する知識とこれらを組み合わせたシステムをハードウェアとソフトウェアの両面から解析および設計する能力

(2) 当該分野とその応用分野の実験を計画して遂行し、データを適切に解析するとともに、工学的に考察および説明する能力

基準2.3 当該分野にふさわしい『2.1項、2.2項で定めたカリキュラムに基づく教育を適切に実施するための教員団及び教育支援体制』として、以下が考慮されていること。

共通基準に追加する勘案事項は定めない。

情報専門系学士課程の変更点

- 分野名の変更
 - CS(コンピュータ科学)
 - IS(情報システム)
 - IT・Csec(インフォメーションテクノロジー・サイバーセキュリティ)
 - 情報一般
- 個別基準勘案事項に「情報セキュリティ」に関する記述の追加
 - 基準1.2(b)
「(b)技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者の社会に対する貢献と責任に関する理解」に関して、以下の観点を考慮して学習・教育到達目標が設定されていること。
 - 当該分野の技術が公共の福祉に与える影響の理解
 - 当該分野の技術が、環境保全と社会の持続ある発展にどのように関与するかの理解
 - 技術者が持つべき倫理の理解
 - 情報セキュリティに対する責任の理解
 - 上記の理解に基づいて行動する能力

情報専門系学士課程の変更点(IT・Csec分野)

個別基準勘案事項(分野別要件)の変更

IT・Csec分野

基準1.2 付表3-2の内容に加えて、当該分野の知識・能力観点として、以下が考慮されていること。

(d) 以下の(1)、(2)のうちの**いずれか**。

(1) インフォメーションテクノロジーに関する知識と能力として、情報処理学会策定のJ17-IT、J07-IT、米国IEEE-CSとACM策定のIT2017、IT2008、IT2005の**いずれかが考慮されているか**、又は以下が考慮されていること。

- ユーザの要求を分析し、情報システムを構築、運用・管理する能力
- インフォメーションテクノロジーの基礎としてのユーザインタフェース、情報管理、プログラミング、ウェブシステム技術、ネットワークに関する知識

(2) **サイバーセキュリティに関する知識と能力**

- セキュリティの原理と実践を環境、ハードウェア、ソフトウェアおよび人間的側面でシステムに適用できる能力。
- リスクと脅威の存在を認識してシステムを運用していくことについて、分析と評価ができる能力
- 機密性、完全性、可用性、リスク、敵対者の概念を横断的に適用する知識と能力
- データセキュリティ、ソフトウェアセキュリティ、システムセキュリティ、ヒューマンセキュリティ、組織のセキュリティ、社会のセキュリティに関する基礎知識

基準2.3 当該分野にふさわしい『2.1項、2.2項で定めたカリキュラムに基づく教育を適切に実施するための教員団及び教育支援体制』として、以下が考慮されていること。

教員団には、自身が勤務経験のある機関（官公庁・企業など）の情報システムの開発、あるいは顧客の情報システムの開発、**あるいはセキュリティを考慮した管理・運営において、プロジェクト管理を含めた中核的な役割を務めた経験をもつ複数の専任教員が含まれていること。**

認定基準の解説で留意すべき記述(エンジニアリング系学士課程を例に)

認定基準の解説に入る前に、認定や審査にとって重要な事項や方針について記されている。

- 認定の目的
- 認定基準の基本方針
- 点検・審査の判定(SWD)の段階
- 共通基準、個別基準(必須事項)、個別基準(勘案事項)の位置付け

(例)

【認定基準の基本方針】

審査は、プログラムに関する自己点検書による確認と実地での確認を原則とする(「認定・審査の手順と方法」(以降、「手順と方法」と称する)2.3 参照)。上記の基本方針(4)~(6)に基づき、自己点検書による確認を入念に行う。これにより、自己点検書による確認だけでは確認できない事項(特に、学習・教育到達目標の達成を含む学習成果の実態など)を実地での確認における重点とすることができる。このため、プログラム運営組織関係者には、認定基準に対する適合の度合いを第三者が十分理解できる根拠と説明を自己点検書に最大限盛り込むこと、及び、自己点検書に含めることができない根拠等の点検に重点を置く実地での確認に誠意を持ってあたることが求められる。一方、審査関係者には、自己点検書の内容について敬意を払って確認し、かつ、自己点検書での確認に基づいて実地にて必要なことを確認の上で適合の度合いを公正に判断することが求められる。特に、基本方針(3)及び(4)に基づき、審査関係者は審査がプログラムの独自性を尊重し、かつ、プログラム運営組織の教育の改善を支援するものとなるよう、最大限留意する。

認定基準の解説で留意すべき記述(エンジニアリング系学士課程を例に)

【共通基準、個別基準(必須事項)、個別基準(勘案事項)の位置付け】

認定基準は「共通基準」と共通基準の一部に補足事項を定める「個別基準」から成り、審査における適合の度合いの判定については個別基準を加味した共通基準について行う。また、個別基準は「審査の直接対象とするもの」と「審査の直接対象とはしないものの共通基準の解釈を与えるもの」から成る(「枠組」2.1)。「個別基準」のうち「審査の直接対象とするもの」を「個別基準(必須事項)」、「審査の直接対象とはしないものの共通基準の解釈を与えるもの」を「個別基準(勘案事項)」と称する。個別基準(必須事項)を含む共通基準は認定基準における審査項目となるため、プログラム運営組織関係者はこれらへの適合の度合いを自己点検書に記載しなければならず、審査関係者はその記載をもとに、必要に応じて実地で確認の上、判定する。一方、個別基準(勘案事項)は審査項目そのものではないため、審査関係者は個別基準(勘案事項)への適合の度合いを直接確認したり、判定したりしない。しかし、プログラム運営組織関係者は、個別基準(勘案事項)が関係する共通基準に対応する自己点検書の個所において、プログラムへどのように勘案しているかについて説明することが求められる。

認定基準の解説で留意すべき記述(エンジニアリング系学士課程を例に)

基準各項目では、当該項目が意図するところ、留意点などの説明の後に、自己点検書に盛り込むことが期待される内容について記されている。

(例)

1.1 【自立した技術者像の設定と公開・周知】

『本基準項目に対する自己点検書では、審査年度に最終学年であるプログラム履修生の入学前又は入学時点以降にプログラムが公開した全ての自立した技術者像の説明と公開及び周知方法、周知の確認状況、及び技術者像策定の手続きの概要が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果が示されていることが期待される。』

認定基準の解説で留意すべき記述(エンジニアリング系学士課程を例に)

自己点検書に期待される内容

1.1

本基準項目に対する自己点検書では、審査年度に最終学年であるプログラム履修生の入学前又は入学時点以降にプログラムが公開した全ての自立した技術者像の説明と公開及び周知方法、周知の確認状況、及び技術者像策定の手続きの概要が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果が示されていることが期待される。

1.2

本基準項目に対する自己点検書では、審査年度に最終学年であるプログラム履修生の入学時点で適用されていた学習・教育到達目標とそれ以降に定めた全てのものについての説明、学習・教育到達目標に知識・能力観点(a)～(i)が水準を含めてどのように含まれているかを判断できる資料、学習・教育到達目標の周知方法並びに周知の確認状況、及び、学習・教育到達目標策定の手続きの概要がわかる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果が示されていることが期待される。

認定基準の解説で留意すべき記述(エンジニアリング系学士課程を例に)

自己点検書に期待される内容

2.1

本基準項目に対する自己点検書では、カリキュラム・ポリシー、カリキュラム、各学習・教育到達目標に関する達成度評価の方法及び基準、並びに、科目ごとの学習・教育到達目標との対応、学習・教育内容、到達目標、評価方法、及び評価基準の整備・開示状況が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果が示されていることが期待される。

2.2

本基準項目に対する自己点検書では、シラバスに基づく教育を含むカリキュラムの運営状況と主体的な学習を履修生に促す取り組みの状況が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果が示されていることが期待される。

2.3

本基準項目に対する自己点検書では、カリキュラムに基づく教育を適切に実施するための教員団及び教育支援体制の整備及び開示に関する状況が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果が示されていることが期待される。

2.4

本基準項目に対する自己点検書では、アドミッション・ポリシーの内容及び公開状況、アドミッション・ポリシーに基づく受け入れ方法の内容及び実際の受け入れ状況が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果が示されていることが期待される。

2.5

本基準項目に対する自己点検書では、学習・教育到達目標達成のために策定されたカリキュラムを適切に実施するために必要な教育環境及び学習支援環境を保有し、かつ、それらの環境の今後の予定が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果が示されていることが期待される。

認定基準の解説で留意すべき記述(エンジニアリング系学士課程を例に)

自己点検書に期待される内容

3.1

本基準項目に対する自己点検書では、個々の科目ごとの達成度評価の実施状況、及び修了時点で修了生が全ての学習・教育到達目標を達成したことの点検の実施状況が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果が示されていることが期待される。

3.2

本基準項目に対する自己点検書では、全修了生による学習・教育到達目標の達成を通じた、当該目標に含まれる知識・能力観点(a)～(i)の達成の点検・確認の状況が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果が示されていることが期待される。

認定基準の解説で留意すべき記述(エンジニアリング系学士課程を例に)

- 自己点検書に期待される内容

4.1

本基準項目に対する自己点検書では、基準1～3に則してプログラムの教育活動を点検する内部質保証の仕組み、実施内容及びプログラムに関わる教員への開示状況が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果が示されていることが期待される。

4.2

本基準項目に対する自己点検書では、教育点検の結果に基づいて教育活動を継続的に改善する仕組み、及び、それに関する活動状況が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果が示されていることが期待される。

SWD判定の目安が「認定基準の解説」に記載予定

現時点で公開されている「認定基準の解説」の各基準項目の説明の最後に以下の記述：

SWD 判定の目安
※本項目は後日記載する。

現在、JABEEにて詰め作業中。10月末頃公開見込み

SWD判定の目安の公開の意味

- プログラムの自己点検や自主的・継続的改善の指標に
- 審査時の判定の指標に

他の文書

- 認定・審査の手順と方法(10月末頃公表の見込み)
 - 審査方法に大きな変更はない見込み
- 自己点検書作成の手引き(10月末頃公表の見込み)
 - 文言の修正程度か
- 自己点検書(10月末頃公表の見込み)
 - 基準項目が変更されたので、様式は変更
 - 「認定基準の解説」に記された「自己点検書に期待する内容」を意識して作成することが求められる
- 審査のてびき(2019年5月頃公表の見込み)
 - 「判定の目安」が公表されることと今回の改定の趣旨を踏まえて、審査を効率的かつ重要な部分に焦点を当てた審査になるような記述に改定か

認定基準改定の説明会

- 11/20(火)
【東京】芝浦工業大学芝浦校舎
- 11/26(月)
【仙台】東北大学片平キャンパス
- 12/5(水)
【金沢】金沢大学角間キャンパス
- 12/12(水)
【福岡】福岡工業大学
- 12/18(火)
【大阪】大阪大学中之島センター

開催時刻はいずれも13:30～16:30の予定
参加方法等はJABEEから告知されます

他の認証評価機関の動向

大学改革支援・学位授与機構「教育の内部質保証に関するガイドライン」

2. 教育プログラムの点検・評価（モニタリングとレビュー）

2-6 外部評価の実施

教育プログラム実施者による自己点検・評価の結果を踏まえて外部評価を行うことが望まれる。分野別第三者評価が存在する分野では、それを外部評価として活用することが考えられる。

(前略)

一部の分野では、専門職大学院認証評価、日本技術者教育認定機構（JABEE）による技術者教育プログラムの認定、医学・歯学・看護学・薬学・獣医学などにおける第三者評価、その他学協会や専門職団体が実施する各種の認定などが行われている。これらの第三者評価は上記の外部評価に代わるものとして考えることもできる。その際には、プログラム・レビューの内容や実施時期を第三者評価と調整することが必要となる。

http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/project/_icsFiles/afieldfile/2017/06/08/guideline.pdf

他の認証評価機関の動向

大学改革支援・学位授与機構「平成31年度大学機関別認証評価に関するQ&A」

Q28 信頼できる第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している場合とは、どのようなことか。

A 認証評価は、大学の自己評価を根拠となる資料・データに基づいて検証し、大学の教育としての質が維持されていることを社会に対して保証するにとどまるものであり、質保証の第一義的な責任は大学自身の内部質保証にあると考えます。その内部質保証の過程で、多様な専門性を有する分野ごとの教育課程の編成、実施及び学習成果の自己評価にあたっては、それぞれの分野ごとの専門家が行う第三者評価（すなわち、基準及び実施方法が評価される大学等の意向から独立の評価）によって、当該教育課程に関して大学が行う内部質保証に対する社会的信頼が向上することが予想されます。このことから、一般的には第三者による検証、助言を受けることは内部質保証の社会的信頼性を向上させることになり、そのことを認証評価において確認できれば、認証評価の信頼性も向上すると考えられます。ただし、第三者の信頼性については、大学の状況を勘案しつつ、第三者の種別ごとに、その根拠法令、条約等との関係を考慮しつつ、関連機関からの情報提供を得て評価委員会において判断します。また、第三者による検証、助言を受けていればただちに当該教育課程における教育研究活動に対して社会的信頼が向上するものではなく、その教育課程における教育研究活動が大学の教育として相応しい、又は優れていると判断されている必要があります。

https://www.niad.ac.jp/media/006/201808/no6_1_1_daigaku_QAh30.pdf

質疑応答

問い合わせ先

電子情報通信学会
事務局JABEE担当
j-kenshu@ieice.org